

# わいわいマガジン

2018年11月21日(水)

〒271-0044 千葉県松戸市西馬橋 5-1-5

吉村博税理士事務所

TEL 047-347-9009 FAX 047-347-9016

㈱わいわいビジネスコンサルタント

Email: yoshimura@wa-i.jp

## 平成30年度地域別最低賃金

### 最低賃金引き上げ額平均 26 円で過去最大

平成 30 年度地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会が賃上げ額の目安が公表され、それを基に各都道府県労働局長が改定額を決定し 10 月 1 日から順次発令されます。

改定額を見ていくと A ランクの 6 都道府県は目安通り 27 円引き上げられ、東京は 985 円と最高、神奈川は 983 円と 1000 円に迫りました。B ランクの 16 府県も目安通り 26 円引き上げられ、7 県が新たに 800 円以上、一方 C ランクは 25 円の引き上げ、5 県が新たに 800 円台に乗せました。D ランクでは 24 円の引き上げで C と D で 11 県が 762 円で並び、最低は鹿児島県の 761 円でした。

### 5 年後には 1000 円まで引き上げ？

近年、最低賃金は引き上げの流れが続き、時給額のみで表示されるようになった平成 14 年度には 663 円でしたが一昨年度に初めて平均 800 円を超えました。今回は全国加重平均で最低賃金を 3.1% 程度引き上げています。このままですと 5 年後には 1000 円に達する事になります。政府は 800 円以下の最低賃金をなくすことを掲げているので、人手不足に対処するため中小企業では実力以上の賃上げを求められるかもしれません。

平成 30 年の改定額は以下の通りです。

#### A. 27 円改定

東京 985 円 大阪 936 円 愛知 898 円  
千葉 895 円 神奈川 983 円 埼玉 898 円  
兵庫 871 円

#### B. 26 円改定

茨城 822 円 栃木 826 円 群馬 809 円  
宮城 798 円 富山 821 円 長野 821 円  
京都 882 円 静岡 858 円 三重 846 円  
滋賀 839 円 和歌山 803 円 岡山 807 円  
広島 844 円 山梨 810 円 徳島 766 円  
香川 792 円

#### C. 25 円改定

北海道 835 円 新潟 803 円 石川 806 円  
福井 803 円 岐阜 825 円 奈良 811 円  
山口 802 円 福岡 814 円 愛媛 764 円  
高知 762 円 佐賀 762 円 長崎 762 円  
熊本 762 円 大分 762 円 宮崎 762 円  
沖縄 762 円

#### D. 24 円改定

青森 762 円 秋田 762 円 岩手 762 円  
山形 763 円 福島 772 円 島根 764 円  
鳥取 762 円 鹿児島 761 円



全国加重平均額は 874 円です。昨年度と比べ 26 円の引き上げで比較可能な平成 14 年度以降最大の上げ幅です